

2012 年 11 月 14 日

札幌市国際戦略プラン懇談会 御中

札幌市国際戦略プラン懇談会委員
弁護士 加藤 丈晴

意見書の提出について

前回の懇談会で示された札幌市国際戦略プラン案のうち、基本方針、施策の柱の一つである「多文化共生」という点について、私の所属する市民団体「多文化共生ネット北海道」にも意見を求め、そこでの議論を参考にして、以下の通り意見を述べさせていただきます。

1. 札幌市国際戦略プランにおける「多文化共生」の位置づけについて

札幌市国際戦略プラン案においては、「市民一人ひとりが創造性を発揮していきいきと暮らす地域づくりを進める」ことが3つの基本方針の一つとして位置づけられ、これを実現するための施策の柱として、「多文化共生都市を目指したまちづくり」「グローバル時代の札幌を支える国際感覚豊かな人材の育成と活用」という2つが挙げられている。

2006年に総務省より策定された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、多文化共生について、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されており、その意義について、「世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる。さらに多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上に、多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなる。」と述べられている。このような観点からすれば、先に述べた基本方針・施策の柱は、ともにこの理念に沿ったものであり、妥当なものであると考える。

しかしながら、基本方針の上位にある理念が未だ不明確な中で検討されているため、この多文化共生が、札幌市国際戦略プランの他の2つの基本方針との関係で、どのように位置づけられるのか、3つの基本方針が、どのように関わり合って、どのような方向に進んでいくのかが、非常に分かりづらくなっている。特に、「札幌の魅力を発信する」、「札幌のプレゼンスを高める」という他の2つの基本方針が、「(人が来る)経済の活性化」を念頭に置いているのに対し、多文化共生は、「(人が住む)まちづくり」を本質としているため、方向性を異にしている。この2つの方向性が、有機的に関連づけられる

ことなく、独立して存在しているため、結果として、後者（まちづくり）の視点が、前者（経済の活性化）に比べて弱められ、浮いてしまっている。このことは、重点戦略分野としてあげられた各項目やアクションプランの施策項目案を見るとより明らかとなる。

先に言及した総務省の報告書に述べられているように、世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる。すなわち、札幌をブランド化し、札幌ライフを基礎とする集客を目的とした国際観光やそこから得られる経済の活性化のために「多文化共生」が必要なのではなく、「多文化共生」社会の先に地域産業や経済の発展がある。このような視点を、まず理念として明確に示すことで、はじめて3つの基本方針が有機的に結びつき、札幌市が進むべき方向性が示されるものとする。

2. 重点戦略分野と基本施策について

すでに述べたように、札幌市国際戦略プラン案が、施策の柱として、「多文化共生都市を目指したまちづくり」「グローバル時代の札幌を支える国際感覚豊かな人材の育成と活用」の2つを挙げていることそれ自体は、妥当なものとする。

しかしながら、その具体化のための重点戦略分野として「次世代を担う国際人材育成」「外国人のための安全・安心なまちづくり」の2点を挙げていること、そしてアクションプラン施策項目案で挙げられたそれぞれについての具体的な施策の内容には、疑問を感じざるを得ない。

まず「次世代を担う国際人材育成」については、日本文化を背景に持つ日本国籍を有する市民のみをその対象としていることに問題がある。

札幌市国際戦略プラン案は、「市民一人ひとりが創造性を発揮していきいきと暮らす地域づくり」を基本方針の一つとしているが、ここにいう「市民」とは、当然に外国籍市民も含まれる。また、外国の文化を背景に持つ日本国籍を有する市民も含まれるはずである。ところが、「次世代を担う国際人材の育成」の中身及びその具体的施策は、「国際交流の機会の充実」とどまるものであり、明らかに日本文化を背景に持つ日本国籍を有する子どもたちのみを対象にしている。次世代を担う子どもたちの設定に、外国人児童生徒や外国の文化を背景に持つ日本国籍を有する子どもたちは入っていないのである。札幌で学び、札幌で生活する彼らが、文化的背景を活かし、各地域やそれぞれの分野で能力を発揮するためには、日本語や日本社会に関する学習支援、教科学習支援、高校進学を保障するための措置の拡大、日本語以外の母語教育の提供、外国人児童生徒が学校で差別を受けないための取り組みなどが欠かせない。そのような施策を、ここに加えるべきである。

次に、「外国人のための安全・安心なまちづくり」については、まず「外国人のための」という表現に違和感を覚える。

安全で安心な「まち」は外国人のためだけではなく、全ての人に優しい「まち」であ

ることが前提である。そこでここは、「外国人にとっても」安全・安心なまちづくりとするのがより適切であると思われる。

また、安全・安心なまちづくりを重点戦略分野としたのは、明らかに東日本大震災を念頭においたものであると思われるが、そもそもそのような有事の際に向けた取り組みが、今後10年間に集中的に実施する分野としてふさわしいのか疑問である。

確かに、非常時、災害時及び緊急時は今すぐに起こり得るかもしれない。しかし、アクションプラン施策項目案に挙げられた具体的な施策は、どれも緊急時においてのみ必要となるものではない。多言語情報提供についても、地域での交流促進についても、日常の継続的な取り組みが求められるものであり、そうであってこそ初めて意味を持つものである。総務省自治行政局国際室により掲げられた「地域における多文化共生推進プラン」の中にも「防災」は位置付けられているが、それは「防災」がメインではなく、生活支援の中の一環であり、日常の取り組みがなされているからこそ、災害時にもそれが生かされるものである。

それよりも、多文化共生の本質に根ざして、「外国人を含むすべての市民が、文化的背景を活かし、各地域やそれぞれの分野で能力を発揮できるまちづくり」といった視点が、重点戦略分野としてよりふさわしいものとする。

具体的施策としては、以下のようなものが考えられよう。

- ① 生活相談窓口の設置
- ② 外国人会議など外国人の声が行政に届くような制度的環境の整備
- ③ 市職員の研修
- ④ 就労支援
- ⑤ 学習支援 など。

以上